指定予定者の選定結果について

担当課：生涯学習部スポーツ振興課

施　　設　　名
伊丹市立伊丹スポーツセンター

上記施設では、現指定管理者の指定期間が令和９年３月３１日に満了することに伴い、次期指定管理者となる団体（指定予定者）の選定を行いました。

選定結果の概要は、以下のとおりです。

選　定　団　体（指定予定者）	
名　　称	公益財団法人　いたみ文化・スポーツ財団
代　表　者	理事長　辻本　彰子
所　在　地	伊丹市宮ノ前１丁目１番３号　伊丹市立文化会館内
指　定　期　間（予定）	
令和９年４月１日　から　令和１４年３月３１日　まで（５年間）	
選定方法（公募・非公募の別）	
非公募	
選　定　理　由	

昭和 46 年以来、伊丹スポーツセンターを運営してきた公益財団法人伊丹スポーツセンターが、平成 29 年 3 月に解散し、公益財団法人伊丹市文化振興財団と実体的な事業統合を行い、現財団となった。

当財団は、スポーツ振興事業に係る５０年間の実績と事業ノウハウも継承し、引き続き市民スポーツ施設の運営並びにスポーツ振興事業に関して中心的な役割を担う必要があること、さらに当財団には芸術・文化、生涯学習施設を長年にわたり運営してきた実績があり、「オトラク」事業や「鳴く虫と郷町」事業、施設間連携事業等市民との協働事業についての実績を多数有する等、スポーツだけではなく他分野の事業とも連携した発展的事業運営が期待できることから、「伊丹市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例」第７条第１項第２号の「指定管理施設の事業を特定の施策と一体的に推進するため、特定の団体を指定する必要があると認められる場合」に該当するため。

指定予定者として選定された団体につきましては、市議会での議決を経て、正式に指定管理者として指定します。